

# 第68回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 日 時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（午前9時30分開場）

## ■ 場 所

松山市道後町二丁目5番1号  
愛媛県県民文化会館 本館3F 第6会議室  
◎株主総会でのお土産の配布は行っておりません。

## ◇ インターネット等又は書面による 議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時30分まで

## 目 次

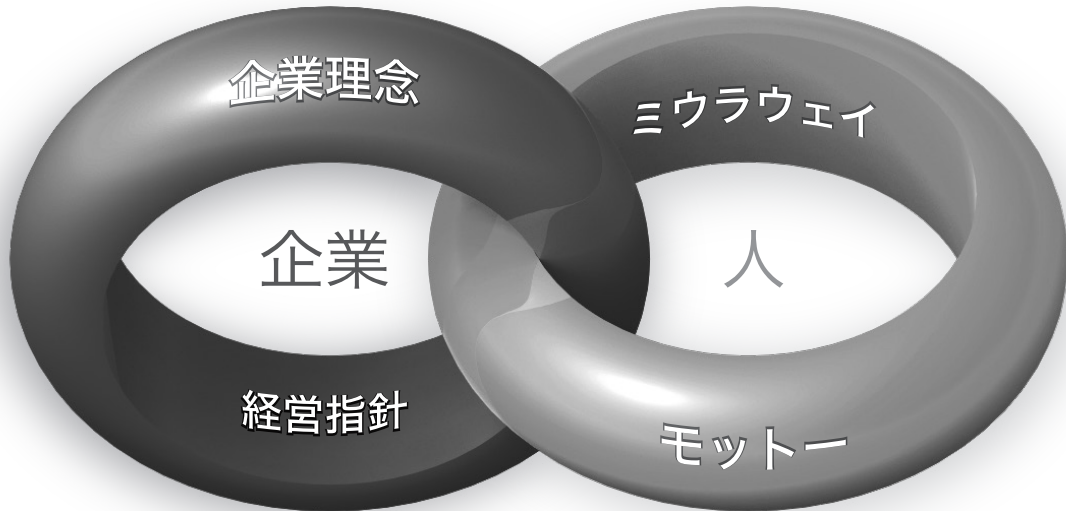
第68回定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役以外 の取締役5名選任の件	7
事業報告	17
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告書	46

三浦工業株式会社

# ミウラグループ理念体系図

熱・水・環境の分野で、環境に優しい社会、  
きれいで快適な生活の創造に貢献します

1. 創造と挑戦
2. 信頼と対話
3. 公平と公正



1. グループの総合力でグローバル化を推進する
2. テクノサービスで世界のベストパートナー企業を目指す
3. 社員の潜在能力が最大限発揮できる職場作りを目指す

『我々はわが社を最も働きがいのある、  
最も働きやすい職場にしよう』



詳しくはこちらをご覧ください。

株主各位

証券コード：6005  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

愛媛県松山市堀江町7番地  
三浦工業株式会社  
代表取締役 米田剛  
社長執行役員 CEO

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

[https://www.miuraz.co.jp/ir/stockratings/general\\_meeting.html](https://www.miuraz.co.jp/ir/stockratings/general_meeting.html)



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「三浦工業」又は「コード」に当社証券コード「6005」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

### 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 松山市道後町二丁目5番1号  
愛媛県民文化会館 本館3F 第6会議室  
（末尾の「会場のご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) インターネット等による議決権行使の場合  
後記【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。
- (2) 書面による議決権行使の場合  
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、当社の役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ・事業報告のうち「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
  - ・連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙左下に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要です。ご注意ください。

(2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

### 2. 議決権行使のお取扱い

(1) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

(2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) 議決権の行使期限は、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱い

(1) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで、ご印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
--

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

<証券会社に口座をお持ちの株主様>

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

<証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）>

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日及び12月31日~1月3日を除く)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図りつつ、会社の連結業績に対応した適正な利益還元を行うという基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金42円  
総額 4,859,917,188円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 12,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 12,000,000,000円

## 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役全員(5名)は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、取締役会の在り方及び各候補者の業務執行状況・見識・能力等について検討した結果、各候補者は当社取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	属性
1	みやうち だいすけ 宮内 大介	代表取締役 取締役会議長兼CGGO	13回/13回 (100%)	(再任)
2	よねだ つよし 米田 剛	代表取締役 社長執行役員 CEO	13回/13回 (100%)	(再任)
3	ひろい まさゆき 廣井 政幸	取締役 専務執行役員	13回/13回 (100%)	(再任)
4	かわもと けんいち 河本 憲一	取締役 専務執行役員	13回/13回 (100%)	(再任)
5	むとう なおき 武藤 直樹	社外取締役	10回/10回 (100%)	(再任)(社外)(独立)

(注) 武藤直樹氏は、2025年6月27日付で社外取締役に就任したため、就任以降開催された取締役会に対する出席回数を記載しております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(再任)  みやうち だいすけ <b>宮内 大介</b>  (1962年 6月29日生)  取締役会への出席状況 13回/13回(100%)	1997年 4月 当社入社 2000年 7月 MIURA BOILER WEST,INC. (現・MIURA AMERICA CO., LTD.)President  2006年 1月 当社中部統括部長 2008年 7月 当社システムイノベーション統括部長 2009年 7月 当社執行役員 2010年 1月 当社東日本事業本部副本部長 当社新事業開発本部副本部長 6月 当社取締役 当社首都圏事業本部長 2012年 7月 当社アクア事業本部長 当社環境事業本部長 2014年 7月 当社米州事業本部長 2016年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 6月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO 2024年 4月 当社代表取締役 取締役会議長兼CGGO (現任) 当社船用事業統括本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事 MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. Director (Chairman & CEO) 株式会社ミウラエンパシー代表取締役社長	99,376株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            候補者は、国内外で培った豊富な経験と実績を活かし2016年4月から代表取締役 社長執行役員として当社グループの事業戦略を積極的に推進し、2024年4月からは代表取締役 取締役会議長兼CGGOとして当社グループのガバナンスの向上等に貢献しております。            当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に活かせるものと判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	(再任)  よねだ つよし 米田 剛  (1968年10月22日生)  取締役会への出席状況 13回/13回(100%)	1991年 4月 当社入社 2005年 4月 当社DS技術部長 当社DS業務管理部長 2008年 4月 当社水処理技術部長 2009年 6月 当社水処理技術統括部長 2010年 1月 当社アクア戦略統括部長 2012年 7月 当社執行役員 当社アクア事業本部副本部長 当社環境事業本部副本部長 2016年 4月 当社アクア事業本部長 当社環境事業本部長 6月 当社取締役 常務執行役員 2017年 4月 当社アクア本部長 2019年 6月 アイナックス稲本株式会社代表取締役会長 2020年 4月 当社ランドリー事業推進本部長 2021年 4月 当社ランドリー事業推進統括本部長 2022年 6月 アイナックス稲本株式会社代表取締役 社長執行役員 2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 CTO 当社技術統括本部長 当社船用事業統括本部長 当社生産統括本部長 (現任) 2024年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO兼CTO 2026年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO (現任) (重要な兼職の状況) 愛媛県職業能力開発協会会長 愛媛県技能士会会長	34,858株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            候補者は、長年にわたり新技術の開発に携わり、技術全般の幅広い知見を有しております。            また、アクア事業や環境事業、ランドリー事業の事業推進者として同事業の成長に貢献し、            2024年4月からは代表取締役 社長執行役員として当社の経営全般を統括しております。            当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識によりカーボンニュートラルへの取り組み            を推進することで、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に活かせるものと判断し、引            続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(再任)  ひろい まさゆき <b>廣井 政幸</b>  (1964年 7月24日生)  取締役会への出席状況 13回/13回(100%)	1985年10月 当社入社 2004年 1月 当社茨城支店長 2006年 6月 当社メンテ営業推進部長 2010年 1月 当社北関東・信越統括部長 2012年 7月 当社メンテ営業推進統括部長 2015年 7月 当社執行役員 当社BP事業推進本部長 2018年 7月 当社上席執行役員 2019年 4月 当社BP事業推進ブロック長 2021年 4月 当社管理統括本部副本部長 6月 当社取締役 常務執行役員 当社管理統括本部長 (現任) 2023年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 2024年 4月 当社取締役 専務執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 三浦環境マネジメント株式会社代表取締役会長 株式会社ミウラ・エス・エー代表取締役社長 ミウラジョブパートナー株式会社代表取締役社長 三浦グループ企業年金基金理事長	20,204株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            候補者は、長年にわたり当社の国内メンテナンス部門、営業部門、販売支援部門及び管理部門を指揮し、幅広い業務執行経験を有しております。            当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(再任)  かわもと けんいち <b>河本 憲一</b>  (1971年 3月 1日生)  取締役会への出席状況 13回/13回(100%)	1993年 4月 当社入社 2007年 4月 当社湘南支店長 2009年 4月 当社新潟支店長 2013年 4月 当社東京MI&トータルソリューション第3部部長 2014年 4月 当社MIソリューション統括部次長 2016年10月 当社中部統括部長 2017年 4月 当社MI統括部長 2023年 1月 当社国内販売統括本部 副本部長 6月 当社取締役 常務執行役員 当社国内販売統括本部長 (現任) 2024年 6月 当社取締役 専務執行役員 (現任)	10,076株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 候補者は、長年にわたり当社の国内ボイラ事業中心にアクア事業、食品機器事業、熱利用事業等と連携したトータルソリューション戦略を指揮し、幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識、特に、国内事業におけるリーダーシップが当社の経営に活かせるものと判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	(再任)(社外)(独立)  むとう なおき <b>武藤 直樹</b>  (1963年 6月18日生) 取締役会への出席状況 10回/10回(100%)	1986年 4月 テルモ株式会社入社 1996年10月 テルモメディカル社(米国) 管理マネージャー 2015年 4月 テルモ株式会社経理部長 2019年 4月 同社執行役員CAFO 2022年 4月 同社経営役員CAFO 2024年 4月 同社アドバイザー(現任) 2025年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) テルモ株式会社アドバイザー	513株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>            候補者は、テルモ株式会社でCAFO(チーフアカウントینگ&amp;ファイナンシャルオフィサー)の職責を担い、経営全般において十分な見識を有しております。また、海外での豊富な経験や財務、会計における高度な専門知識も有しており、経営全般、特にグローバルでの事業拡大を目指す当社の経営に適切なアドバイスや監督等を行うことを期待し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、候補者は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p><b>【独立性について】</b>            候補者は、当社の取引先であるテルモ株式会社にて在籍しておりますが、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の売上収益の0.1%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は武藤直樹氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 武藤直樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」に関しては、後記をご参照ください。
4. 当社は宮内大介氏、米田剛氏、廣井政幸氏、河本憲一氏及び武藤直樹氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、子会社の取締役、執行役員及び重要な使用人等であり、保険料は10%を被保険者、90%を当社が負担しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 【ご参考】当社の「独立社外取締役の独立性基準」

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり、独自の基準を定めております。

1. 現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いづれも年間の取引額が、相互に直近の売上収益又は連結売上高の2%を超えない。
2. (1) 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。  
(2) 現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の売上収益又は連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
3. 現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額がその者の又は当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
4. 相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
5. 役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

### 取締役会の構成（2026年6月26日以降の予定）

当社は、意思決定及び経営の監督を適切に行い、多様性とバランスを考慮し、持続的な企業価値向上を実現するため、豊富な経験と広い見識、さまざまな分野で高い能力を有する人材を取締役としております。

取締役	性別	独立性	取締役が有する知識・経験・能力					
			企業経営	機器販売・メンテナンス	グローバル	研究開発・生産・技術・DX	法務・リスク管理	財務・会計
宮内大介	男性	－	○	○	○	○		
米田 剛	男性	－	○	○		○		
廣井政幸	男性	－	○	○		○	○	○
河本憲一	男性	－		○				
武藤直樹	男性	独立社外	○		○			○
山内 修	男性	－		○			○	
安藤吉昭	男性	独立社外	○		○			○
小池達子	女性	独立社外					○	
正力裕子	女性	独立社外	○		○	○		

※上表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## 指名委員会及び報酬委員会の構成（2026年6月26日以降の予定）

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

第2号議案が原案どおり承認された場合、委員会の構成は次のとおりとなる予定であります。

	指 名 委 員 会	報 酬 委 員 会
役 割	現状の選任基準の検証、取締役等のパフォーマンスの評価、株主総会に付議する取締役等の選解任議案審議、CEO後継者計画の検討	報酬ポリシー・報酬水準・報酬の構成割合等に関する検討、取締役等のパフォーマンスの評価、個人別の役員報酬内容等の審議
構 成	委員長 社外取締役監査等委員 委員 代表取締役 社外取締役 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員	安藤 吉昭 宮内 大介 武藤 直樹 小池 達子 正力 裕子

## 当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」

当社は、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、共に発展を図ることが重要であると認識しております。このような認識のもと、公正で透明性・効率性の高い経営を目指して管理体制の充実に努めるとともに、持続的に企業価値を向上させるための積極的な行動を可能とする自律的な体制を整えることが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、重要な経営課題であると考えております。

また、当社は＜創造と挑戦＞＜信頼と対話＞＜公平と公正＞の三本柱からなる理念「ミウラウェイ」のもとに企業活動を行っており、コーポレート・ガバナンスに関してもこの「ミウラウェイ」を念頭に置いて、当社の持続的な企業価値の向上に資するしくみを構築・実施することを基本としております。

詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご覧ください。

当社ウェブサイト：[https://www.miuraz.co.jp/csr/governance/corporate\\_governance.html](https://www.miuraz.co.jp/csr/governance/corporate_governance.html)

以 上

# 事業報告

( 2025年4月 1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復基調を維持したものの、地政学リスクや物価上昇の影響を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、国内では、お客様の抱えられている問題を解決するトータルソリューション提案活動の深化や、まるごとメンテナンスサービスの提供により、お客様との更なる信頼関係構築を推進してまいりました。海外では、それぞれの国や地域の市場での存在感に応じた熱プロバイダーとして、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の連結業績については、国内においては、ボイラ及び関連機器、アクア機器、船用機器、メンテナンス事業が堅調に推移しております。海外においては、The Cleaver-Brooks Company, Inc.(以下、「Cleaver-Brooks社」という。)、CERTUSS GmbH(以下、「CERTUSS社」という。)の業績反映期間の影響により、売上が増加しております。利益面については、人件費等の増加がありましたが、M&A費用減少により増益となりました。

売上収益は268,701百万円(前期比6.9%増)、営業利益は30,917百万円(前期比22.1%増)、税引前当期利益は37,854百万円(前期比29.6%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は27,621百万円(前期比20.7%増)となり、いずれの利益も過去最高益を更新しました。

セグメントの業績の概況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、セグメントの区分を変更しております。

#### セグメント別売上収益及びセグメント利益

区 分	売上収益 (前期比)	セグメント利益 (前期比)
	(百万円)	(百万円)
日本国内事業	138,818 (7.7%増)	21,530 (7.8%増)
米州事業	91,264 (5.9%増)	10,344 (13.1%減)
アジアその他事業	38,617 (6.3%増)	3,851 (6.9%減)
(調整額)	—	△264
合計	268,701 (6.9%増)	35,461 (0.2%減)

### **[日本国内事業]**

日本国内事業は、ボイラ及び関連機器、アクア機器、船用機器で販売が堅調に推移したことや、メンテナンス活動で有償保守契約件数の増加や省エネ活動の推進により、売上を伸ばしました。この結果、当事業の売上収益は138,818百万円と前期(128,843百万円)に比べ7.7%増となりました。セグメント利益については、人件費等の増加がありましたが、増収効果により21,530百万円と前期(19,978百万円)に比べ7.8%増となりました。

### **[米州事業]**

米州事業は、Cleaver-Brooks社の業績反映期間の影響(前年度10.5か月)により売上が増加しました。この結果、当事業の売上収益は91,264百万円と前期(86,171百万円)に比べ5.9%増となりました。セグメント利益については、原材料価格の上昇、販売構成の変化、人件費の増加などにより、10,344百万円と前期(11,901百万円)に比べ13.1%減となりました。

### **[アジアその他事業]**

アジアその他事業は、CERTUSS社の業績反映期間の影響(前年度11か月)や、それぞれの国や地域でボイラ販売が堅調に推移したことにより、売上が増加しました。この結果、当事業の売上収益は38,617百万円と前期(36,326百万円)に比べ6.3%増となりました。セグメント利益については、人件費の増加もあり、3,851百万円と前期(4,139百万円)に比べ6.9%減となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は8,890百万円（使用権資産含む）で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの設備投資は、自己資金によりまかさないました。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

IoT基盤

The Cleaver-Brooks Company, Inc. のレンタルボイラ

アンモニア供給設備

顧客及びフィールドエンジニア向けポータルサイト

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

The Cleaver-Brooks Company, Inc. の機械設備

三浦アクアテック株式会社の機械設備

MIURA AMERICA CO., LTD. のERPシステム

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2023年3月期)	第 66 期 (2024年3月期)	第 67 期 (2025年3月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 収 益 (百万円)	158,377	159,695	251,341	268,701
営 業 利 益 (百万円)	21,928	23,061	25,324	30,917
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	16,876	19,368	22,884	27,621
基本的1株当たり 当期利益 (円)	149.52	175.00	202.57	238.72
資 産 合 計 (百万円)	229,560	240,962	439,144	476,425
資 本 合 計 (百万円)	168,912	181,515	205,291	244,569
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	1,504.02	1,638.97	1,760.91	2,101.40

- (注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第67期の株式会社ダイキンアプライドシステムズの持分法適用会社化に係る暫定的な会計処理を第68期において確定させたため、第67期の関連する項目については、遡及修正しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	(百万円) 50	(%) 100.0	水処理装置、薬品、制御基盤の製造
三 浦 工 機 株 式 会 社	40	100.0	ボイラの主要部品の製造
株 式 会 社 三 浦 マ ニ フ ァ ク チ ャ リ ン グ	50	100.0	ボイラ、水処理装置、食品機器、メディカル機器の加工・塗装・組立、移送ポンプの製造
株 式 会 社 丹 波 工 業 所	37	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナンス
北 日 本 ボ イ ラ 株 式 会 社	30	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナンス
株 式 会 社 ヤ ブ サ メ	20	50.0	業務用洗濯機、乾燥機等の販売及びメンテナンス
ト ー タ ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	50	100.0	ボイラ及び各種圧力容器製造販売
ミウラ環境エンジニアリング株式会社	50	100.0	水処理装置のエンジニアリング、販売及びメンテナンス
韓 国 ミ ウ ラ 工 業 株 式 会 社	(百万ウォン) 11,402	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
MIURA CANADA CO., LTD.	(千カナダドル) 16,919	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
MIURA AMERICA CO., LTD.	(千米ドル) 39,501	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
三 浦 工 業 ( 中 国 ) 有 限 公 司	(百万人民元) 366	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
台 湾 三 浦 工 業 株 式 会 社	(百万新台幣ドル) 340	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
MIURA SINGAPORE CO PTE. LTD.	(千米ドル) 3,335	(%) (100.0)	ボイラ等の販売及びメンテナンス
P T . M I U R A I N D O N E S I A	(百万ルピア) 161,165	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	(千米ドル) 849,581	100.0	北中南米における子会社の管理・統括及び投資対応
MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE. LTD.	21,451	100.0	アセアン地域における子会社の管理・統括及び投資対応
MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.	(千リアル) 50,110	40.9 (59.1)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	(千バーツ) 12,000	(49.0)	ボイラ等の販売及びメンテナンス
MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.	(千ペソ) 50	(100.0)	ボイラ等の販売及びメンテナンス
MIURA TURKEY HEATING SYSTEMS INDUSTRY CO., LTD.	(千トルコリラ) 68,163	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナンス
MIURA NETHERLANDS B.V.	(千ユーロ) 1,944	100.0	船用ボイラ等の販売及びメンテナンス
The Cleaver-Brooks Company, Inc.	(千米ドル) 357	(100.0)	ボイラ等の製造販売等
Cleaver-Brooks of Canada Ltd.	(千カナダドル) 22,007	(100.0)	ボイラ等の製造販売等
C E R T U S S G m b H	(千ユーロ) 25	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス

(注) 当社の出資比率の ( )内は、間接出資比率であります。

- ③ 特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様との信頼関係をベースの一つでも多くの製品・サービスの提供を通じてお客様と持続的につながり続ける会社」の実現を目標に取り組んでまいりました。引続き、諸々の環境変化を踏まえ、新たな社会ニーズへの対応を加速化させながら、①環境負荷低減 ②トータルソリューション ③ワンストップサービスをスローガンに既存事業の収益体質の強化、新たにより多くのお客様とつながりをもつことのできる製品・サービスの提供、グローバル展開に取り組んでまいります。そのために、新製品・新サービスの研究開発、独創的な技術を獲得するM&A、環境保全・安全・品質等を高めるための投資、生産性向上に向けたシステムの構築、そして従業員教育等に積極的に投資を行ってまいります。

##### ① 新製品の開発・新サービスの開発

国内においては、ボイラだけでなくランドリー機器、船用機器、水処理機器、食品機器、メディカル機器、未利用熱回収装置、環境分析装置などの環境課題解決のための新製品の開発やメンテナンスをベースとした新サービスの開発で、あらゆるお客様の付加価値を最大化できるトータルソリューションを提供する新製品の開発を引続き積極的に進めてまいります。

##### ② グローバル展開

「熱プロバイダー」としてお客様の熱需要にお応えできるよう、さまざまな国や地域へ展開してまいります。積極的な人的投資、各エリアでの拠点網拡充、従業員教育の充実を図るとともに、グループ各社が相互に尊重しあい、市場におけるポジショニングや強みを認識することで、シナジーを創出いたします。また、グローバル展開のスピードアップを図るため、海外での他社との協業やM&Aも引続き積極的に進めてまいります。

##### ③ トータルソリューションによる事業の拡大

当社グループは、中長期の経営戦略として、トータルソリューションに基づいた事業拡大を掲げております。具体的には、主力製品であるボイラを核として周辺機器をつなぐことにより、お客様の工場全体で抱えられている問題を解決し、お客様に更なる成長をしていただける環境作りを目的とした活動です。当社グループはこのトータルソリューションを拡大し、進化させるため、引続き他社との協業やM&Aも検討してまいります。

④ 中期経営計画の達成

当社グループは、持続的な成長と安定的な収益を実現するため、2025年5月14日開催の取締役会において、2026年3月期から3か年を対象とする中期経営計画を策定しております。中期経営計画最終年度（2028年3月期）の売上収益300,000百万円、営業利益36,500百万円を目標値として企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 働き方改革への取り組み

当社グループは、お客様の信頼を得るためには、質の高いサービスを提供することが必要不可欠であり、そのためには、従業員同士がしっかりとコミュニケーションをとり、意思疎通が図れて働きやすい職場にすることが必要であると考えております。これまで、継続的に人事制度の充実やワークライフバランスの推進などを行うことにより、育児・介護などの事情を抱えた従業員が活躍できるような職場の実現に注力してきておりますが、当社グループで働く外国人や障がい者の方々も増加していることから、今後はさらに従業員の多様性を尊重し、それぞれの個性が活かせる職場づくりを積極的に進めてまいります。

⑥ 女性の登用

当社グループは、特に女性従業員のキャリア形成について支援強化を継続しており、外部研修受講奨励や女性技術者等の他社交流会による意識改革とあわせ、女性管理監督者比率目標を4.5%と掲げ、役職者登用の拡大と育成強化を進めてまいりました。

近年では、女性従業員が活躍できる領域を拡大するために、フィールドエンジニア職や営業職への女性の採用や社内公募制度により活躍志向の人財発掘をしております。また、ジョブローテーションの推進や管理職候補者向け研修対象の拡大により、キャリアアップ支援を強化しております。これらを通じて、管理職候補者の計画的な拡充や強みを活かした専門領域等での上位役職への登用に取り組んでまいります。

直前5か年の女性役職者数及び比率

	2022年 3月31日	2023年 3月31日	2024年 3月31日	2025年 3月31日	2026年 3月31日
女性役職者(名)	295	320	327	336	342
女性役職者比率(%)	15.6	16.5	16.7	17.6	17.4
うち管理監督者(課長以上)(名)	19	22	23	22	25
女性管理監督者比率(%)	2.9	3.3	3.4	3.4	3.8

- (注) 1. 女性役職者比率は、当社の全役職者に対する女性の割合を記載しております。  
2. 女性管理監督者比率は、当社の全管理監督者(課長以上)に対する女性の割合を記載しております。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、小型貫流ボイラ、炉筒煙管ボイラ、水管ボイラ、冷熱機器、水処理装置、ランドリー機器、薬品及び関連機器の製造販売並びにこれらに伴う諸工事、メンテナンスを主な事業としており、日本国内、米州、アジアその他の各国や各地域に展開しております。

区 分	主 要 製 品 ・ 商 品
日 本 国 内 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、電気ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、船用補助ボイラ、バラスト水処理装置、船用廃油焼却炉、船用造水装置、マイクロプラスチック回収装置、船用IoTアプリケーション、給油式・オイルフリー式エアコンプレッサ、蒸気駆動エアコンプレッサ、熱回収式電動エアコンプレッサ、ヒートポンプ、廃温水熱利用蒸気発生装置、クローズドドレン回収装置、フラッシュ蒸気発生装置、純水システム、ろ過システム、脱酸素装置、軟水装置、ボイラ用薬品、水処理薬品、家庭用軟水器、ボイラ水処理システム、クーリングタワー水処理システム、排水リユースシステム、全自動水質監視装置、UV-LED水殺菌装置、蒸気滅菌器、ガス滅菌器、器具除染用洗浄器、減圧沸騰式洗浄器、システム乾燥器、クリーン蒸気発生装置、真空冷却機、真空解凍装置、レトルト殺菌機、低温循環型冷水装置、蓄氷型冷水装置、飽和蒸気調理機、蒸気ニーダー、蒸気釜、水素製造装置、ダイオキシン類分析、ダイオキシン類自動前処理装置、PCB分析前処理装置、POPs（残留性有機汚染物質）類自動前処理装置、連続式洗濯機、洗濯機、脱水機、乾燥機、コインランドリー向け洗濯機及び乾燥機、仕上げ機、搬送システム、自動搬送ロボット、ZMP（有償保守管理）契約、点検契約、MZM（船用有償保守）点検、有償メンテナンス、MEIS CLOUD（エネルギー管理システム）、リースレンタル、各種部品
米 州 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、電気ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、クローズドドレン回収装置、ヒートポンプ、軟水装置、脱気器、ボイラ用薬品、ボイラ水処理システム、全自動水質監視装置、ボイラ用バーナ、各種有償保守管理契約、点検契約、MZM（船用有償保守）点検、有償メンテナンス、機器モニタリングシステム、各種部品
ア ジ ア そ の 他 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、電気ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、蒸気駆動エアコンプレッサ、熱回収式電動エアコンプレッサ、ヒートポンプ、フラッシュ蒸気発生装置、ろ過システム、軟水装置、ボイラ用薬品、ボイラ水処理システム、全自動水質監視装置、蒸気滅菌器、ガス滅菌器、減圧沸騰式洗浄器、システム乾燥器、クリーン蒸気発生装置、真空冷却機、真空解凍装置、低温循環型冷水装置、飽和蒸気調理機、蒸気ニーダー、蒸気釜、各種有償保守管理契約、点検契約、MZM（船用有償保守）点検、有償メンテナンス、各種部品

(注) 「日本国内事業」の区分は当社と国内連結子会社、「米州事業」「アジアその他事業」の区分は海外連結子会社の事業活動に係るものであります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
松山本社及び工場	愛媛県松山市
東 京 本 社	東京都港区
支 店	東京支店、名古屋支店、大阪支店、京都支店、福岡支店など計92支店

②子会社

名 称	所 在 地
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	本社及び工場 (愛媛県松山市)
三 浦 工 機 株 式 会 社	本社及び工場 (愛媛県西予市)
株式会社三浦マニファクチャリング	本社及び工場 (愛媛県松山市)
株 式 会 社 丹 波 工 業 所	本社 (埼玉県さいたま市)
北 日 本 ボ イ ラ 株 式 会 社	本社 (北海道札幌市)
株 式 会 社 ヤ ブ サ メ	本社 (福岡県北九州市)
トータスエンジニアリング株式会社	本社及び工場 (愛媛県伊予郡松前町)
ミウラ環境エンジニアリング株式会社	本社 (千葉県市川市)
韓 国 ミ ウ ラ 工 業 株 式 会 社	本社 (大韓民国ソウル特別市)、工場 (大韓民国忠清南道天安市)
MIURA CANADA CO., LTD.	本社及び工場 (カナダ オンタリオ州)
MIURA AMERICA CO., LTD.	本社及び工場 (アメリカ合衆国ジョージア州)
三 浦 工 業 ( 中 国 ) 有 限 公 司	本社及び工場 (蘇州市)
台 湾 三 浦 工 業 株 式 会 社	本社 (台北市)、工場 (台南市)
MIURA SINGAPORE CO PTE. LTD.	本社 (シンガポール共和国)
P T . M I U R A I N D O N E S I A	本社及び工場 (インドネシア共和国西ジャワ州)
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	本社 (アメリカ合衆国ジョージア州)
MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE. LTD.	本社 (シンガポール共和国)

名 称	所 在 地
MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.	本社及び工場（ブラジル連邦共和国サンパウロ州）
MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	本社（タイ王国チャチュンサオ県）
MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.	本社（メキシコ合衆国メキシコ州）
MIURA TURKEY HEATING SYSTEMS INDUSTRY CO., LTD.	本社（トルコ共和国イスタンブール県）
MIURA NETHERLANDS B.V.	本社（オランダ王国アムステルダム）
The Cleaver-Brooks Company, Inc.	本社及び工場(アメリカ合衆国ジョージア州)
Cleaver-Brooks of Canada Ltd.	本社及び工場(カナダ オンタリオ州)
C E R T U S S G m b H	本社及び工場(ドイツ連邦共和国ノルトライン=ヴェストファーレン州)

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
	(名)	(名)
日 本 国 内 事 業	4,394	161 増
米 州 事 業	1,704	19 減
ア ジ ア そ の 他 事 業	1,798	25 増
合 計	7,896	167 増

(注) 1. 当連結会計年度よりセグメントの変更を行っており、前連結会計年度末比増減は、変更後のセグメント区分に基づいております。

2. 上記の他に、臨時従業員が345名おります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	(名)	(名)	(才)	(年)
男 性	2,640	132 増	41.5	16.2
女 性	900	44 増	37.9	12.2
合 計 又 は 平 均	3,540	176 増	40.6	15.2

(注) 上記の他に、臨時従業員が150名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金
	(百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	42,021
株 式 会 社 伊 予 銀 行	26,858
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	20,858
株 式 会 社 り そ な 銀 行	9,110
株 式 会 社 京 都 銀 行	3,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年8月15日付「当社ネットワークへの不正アクセスによるシステム障害について」及び2025年8月26日付「当社ネットワークへの不正アクセスによるシステム障害について（続報）」にてお知らせしましたとおり、海外グループ会社を通じて第三者による不正アクセスを受け、一時的に一部サービスの提供に影響が生じました。

その後、2026年5月18日付「当社ネットワークへの不正アクセスによるシステム障害について（最終報）」にてお知らせしましたとおり、外部専門機関と連携して調査を実施するとともに、再発防止策を講じております。

当社グループは、本件について速やかに初動対応を行うとともに、警察及び個人情報保護委員会への報告を実施し、外部からのアクセス制御等の対応を講じました。また、社内調査及び外部専門機関による調査を実施しております。これらの調査の結果、当社ネットワーク内の一部サーバーに保管されていた情報について、外部への流出又はその可能性が認められておりますが、現時点において、当該情報の不正利用による二次被害は確認されておらず、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす事実は確認されておられません。また、本件を踏まえ当社グループは、通信制御、監視体制及びアカウント管理の強化並びに各種設定の見直し等の再発防止策を実施しております。

当社グループは、本件を厳粛に受け止め、今後同様の事態を再び発生させることのないよう、情報管理体制及びセキュリティ対策の一層の強化に努めてまいります。また、外部専門機関によるペネトレーションテストの実施や従業員に対する教育・指導の徹底等を通じ、再発防止に継続的に取り組んでまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 115,712,314株 (自己株式9,578,798株を除く)
- ③ 株主数 12,526名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,501	11.67
ダイキン工業株式会社	5,400	4.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,338	4.61
株式会社伊予銀行	5,329	4.61
株式会社愛媛銀行	4,488	3.88
ミウラグループ従業員持株会	3,534	3.05
愛媛県	3,000	2.59
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000	2.59
いよぎんリース株式会社	2,906	2.51
S G / U C I T S V / I N V	2,607	2.25

(注) 1. 当社は、自己株式を9,578,798株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算定しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	(株)	(名)
監査等委員である取締役以外の取締役 (社外取締役を除く)	16,488	4

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、後記、2.(2)④ 取締役の報酬等に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 取 締 役 会 議 長 兼 C G G O	宮 内 大 介	船 用 事 業 統 括 本 部 長	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事 MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. Director (Chairman & CEO) 株式会社ミウラエンパシー代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 兼 C T O	米 田 剛	技 術 統 括 本 部 長 兼 生 産 統 括 本 部 長	愛媛県職業能力開発協会会長 愛媛県技能士会会長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	廣 井 政 幸	管 理 統 括 本 部 長	三浦環境マネジメント株式会社代表取締役会長 株式会社ミウラ・エス・エー代表取締役社長 ミウラジョブパートナー株式会社代表取締役社長 三浦グループ企業年金基金理事長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	河 本 憲 一	国 内 販 売 統 括 本 部 長	
社 外 取 締 役	武 藤 直 樹		テルモ株式会社アドバイザー
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	山 内 修		
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	安 藤 吉 昭		国際基督教大学(ICU)監査室長
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	小 池 達 子		銀座総合法律事務所弁護士 株式会社オリジン社外取締役
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	正 力 裕 子		日本電気株式会社 エンタープライズビジネスユニット製造ソリューション事業部門 スマートインダストリー統括部 上 席 プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル

- (注) 1. 当社は、武藤直樹氏、山内修氏、安藤吉昭氏、小池達子氏及び正力裕子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
2. 武藤直樹氏、安藤吉昭氏、小池達子氏及び正力裕子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役武藤直樹氏は過去に他社で経営役員CAFOの職責を担っており、財務及び会計をはじめとする経営全般において十分な知見を有しております。
4. 監査等委員安藤吉昭氏は過去に他社で取締役常務執行役CFOの職責を担っており、財務及び会計をはじめとする経営全般において十分な知見を有しております。
5. 当社は、4名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

6. 当事業年度中における取締役の地位又は担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
武藤直樹	—	社外取締役	2025年6月27日 (第67回定時株主総会)
正力裕子	—	社外取締役 監査等委員	2025年6月27日 (第67回定時株主総会)
樋口建史	社外取締役	任期満了により退任	2025年6月27日 (第67回定時株主総会)
佐伯直輝	社外取締役 監査等委員	任期満了により退任	2025年6月27日 (第67回定時株主総会)

7. 当事業年度末日後の取締役の地位又は担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
米田 剛	代表取締役 社長執行役員 CEO兼CTO	代表取締役 社長執行役員 CEO	2026年4月1日
	技術統括本部長 兼生産統括本部長	生産統括本部長	

8. 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会は、小型貫流ボイラの安全性を高めるための活動を行っており、当社は、当該公益財団法人の会員として積極的に参加しております。

## ② 補償契約の内容の概要等

当社は宮内大介氏、米田剛氏、廣井政幸氏、河本憲一氏、武藤直樹氏、山内修氏、安藤吉昭氏、小池達子氏及び正力裕子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、子会社の取締役、執行役員及び重要な使用人等であり、保険料は10%を被保険者、90%を当社が負担しております。

当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④ 取締役の報酬等

##### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	(名) 6	(百万円) 412	(百万円) 201	(百万円) 164	(百万円) 46
監 査 等 委 員	5	63	63	—	—
合 計 (うち社外)	11 (6)	475 (49)	264 (49)	164 (—)	46 (—)

- (注) 1. 上記には、2025年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する当事業年度に係る報酬額を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

##### ロ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、単年度の連結売上収益、連結営業利益及びROEの達成率、各取締役の担当部門の業績及び個人別に設定された定性的な目標に対する評価を勘案して支給額を決定しております。業績指標を連結経営成績における売上収益、営業利益及びROEとして選定した理由は、いずれも単年度の事業運営の成果を多面的に評価することが可能であり、かつ取締役の業績向上への貢献意欲を高めることができるものと判断したからであります。2025年度の業績連動報酬の算定に用いられた2024年度の連結業績予想の業績指標は、2025年2月13日発表の「2025年3月期 通期連結業績予想及び中期経営計画の修正に関するお知らせ」にてお示した売上収益247,500百万円、営業利益25,000百万円及び2024年5月14日発表の「2024年3月期 決算短信」にてお示したROE10%であり、2025年3月期の実績は売上収益251,341百万円(達成)、営業利益25,324百万円(達成)及びROE12.1%(達成)となりました。なお、業績連動報酬の算定に用いたROE12.1%は、2024年度に取得した株式会社ダイキンプライドシステムズの持分法適用会社化に係る暫定的な会計処理の数値に基づいております。

##### ハ. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

##### 二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額540百万円以内(使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名であります。  
また、この報酬限度額とは別枠にて監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く)の員数は、7名であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名であります。

#### ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年4月4日開催の取締役会において、以下の項目を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会及び監査等委員会の承認を得ております。

1. 当社は、以下の目的のもとに報酬体系及びプロセスを構築しております。
  - ・会社の業績と連動性があり、かつ透明性・客観性が高いものであること
  - ・中長期の業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
2. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針  
監査等委員以外の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び中長期インセンティブ（譲渡制限付株式報酬）により構成されております。報酬総額に対する報酬の種類ごとの割合は、役員別の取締役人数、単年度の連結経営成績及び個人別の評価などにより変動いたしますが、概ね固定報酬50%、短期業績連動報酬25%、中期業績連動報酬（株式報酬）25%程度となります。
  - ① 基本報酬は、役位及び職責を勘案して決定し、毎月均等に支給しております。
  - ② 業績連動報酬等は、業績の達成率、担当部門の業績及び個人別に設定された定性的な目標に対する評価を勘案し決定され、毎月均等に支給しております。
  - ③ 株主目線の経営意識を高めることを目的に企業価値向上のインセンティブとして譲渡制限付株式報酬を職責に応じて新任時及び再任時に付与しております。社外取締役及び監査等委員の報酬は、基本報酬のみで構成されております。監査等委員の報酬は、任意の報酬委員会にて職責及び報酬水準を勘案した原案を作成し、その内容に基づき監査等委員会にて決定しています。
3. 報酬等の内容の決定方法  
役員報酬に関して透明性及び客観性を確保するため、以下のプロセスにて決定します。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会及び監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
  - (1) 社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会にて、代表取締役会により作成された役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等の原案について、他社情報や業界水準を踏まえ、取締役の役割や責任に見合う水準であるかの妥当性の審議を行います。
  - (2) 報酬委員会の同意を得た役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等を取締役会にて決定します。
  - (3) 監査等委員の報酬は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において決議いただいた年額80百万円以内で任意の報酬委員会にて職責及び報酬水準を勘案した原案を作成し、その内容に基づき監査等委員会にて決定します。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職	社外取締役兼職先と当社との間における特別な関係
社外取締役	武藤直樹	テルモ株式会社アドバイザー	該当事項はありません。
社外取締役 監査等委員	安藤吉昭	国際基督教大学(ICU)監査室長	該当事項はありません。
社外取締役 監査等委員	小池達子	銀座総合法律事務所弁護士 株式会社オリジン社外取締役	該当事項はありません。
社外取締役 監査等委員	正力裕子	日本電気株式会社 エンタープライズビジネスユニット製造ソリューション事業部門 スマートインダストリー統括部上席プロフェッショナル	該当事項はありません。

- ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	武藤直樹	取締役会 10回／10回 指名委員会 3回／3回 報酬委員会 3回／3回	<p>取締役会では、他社での海外駐在経験と財務、会計及び経営全般に関する豊富な知見を活かし、海外事業の強化、当社グループのガバナンス、投資案件の採算性や資本効率等の観点から積極的な発言を行っております。特に海外事業に内在するリスク及び成長機会を踏まえた助言や財務健全性と成長投資のバランスに関する指摘を行い、経営判断の妥当性及び議論の高度化に貢献しております。</p> <p>経営会議等にも出席し経営課題に関する理解を深めております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として積極的な発言を行い、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。</p>
社外取締役 監査等委員	安藤吉昭	取締役会 12回／13回 監査等委員会 13回／14回 指名委員会 4回／5回 報酬委員会 4回／5回	<p>取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、事業全般、投資後の管理の重要性など意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p> <p>監査等委員会では、内部統制システムへの助言に加え、会計監査人と積極的に協議し、当社の健全性の維持向上に資する意見を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。</p>

地 位	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 監査等委員	小池達子	取締役会 13回／13回 監査等委員会 14回／14回 指名委員会 5回／5回 報酬委員会 5回／5回	<p>取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、弁護士としての豊かな経験と知識から意思決定時の法的リスクに関し適法性、健全性に資する発言、ダイバーシティの促進、特に女性登用の促進に向けた助言を適宜行っております。</p> <p>監査等委員会においては、法的見地に立った発言や内部統制システムに関する発言など、当社の健全性の維持向上に資する発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として積極的な発言を行い、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。さらに、コンプライアンス委員会にも参加し、リスク管理などについても助言を行っております。</p>
社外取締役 監査等委員	正力裕子	取締役会 10回／10回 監査等委員会 10回／10回 指名委員会 3回／3回 報酬委員会 3回／3回	<p>取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、他社での企業経営の知見から当社の経営への有益な助言を適宜行っております。</p> <p>監査等委員会においては、IT活用や情報基盤の整備及び情報セキュリティの強化に関する技術的見地からの助言を行うとともに、女性活躍及び働き方改革についても、必要又は有益な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として積極的な発言を行い、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。さらに、リスクマネジメント定例会にも参加し、情報セキュリティに関する見識を活かした助言を行っております。</p>

- (注) 1. 武藤直樹氏は、2025年6月27日付で社外取締役に就任したため、就任以降開催された取締役会、指名委員会、報酬委員会に対する出席回数を記載しております。
2. 正力裕子氏は、2025年6月27日付で社外取締役監査等委員に就任したため、就任以降開催された取締役会、監査等委員会、指名委員会、報酬委員会に対する出席回数を記載しております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

		支払額
(1)	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	102百万円
(2)	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、韓国ミウラ工業株式会社、MIURA CANADA CO., LTD.、MIURA AMERICA CO., LTD.、三浦工業(中国)有限公司、台湾三浦工業株式会社、MIURA SINGAPORE CO PTE. LTD.、PT. MIURA INDONESIA、MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE. LTD.、MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.、MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.、The Cleaver-Brooks Company, Inc. 及び CERTUSS GmbH は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査又はレビューを受けております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、当事業年度における会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会の選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実も図りつつ、会社の業績に対応した適正な利益還元を行うことが望ましいと考えております。この方針に従って、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しながら決定いたします。

内部留保金は、新製品・新サービスの研究開発や独創的な技術を得るためのM&Aなど主に事業基盤・競争力の強化のための投資に活用してまいります。また、環境保全、安全、品質等を高めるための投資や生産性向上に向けたシステムの構築、従業員教育などにも充当し、企業価値の増大を図ってまいります。

# 連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
<b>流 動 資 産</b>	<b>203,181</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>93,057</b>
現金及び現金同等物	69,048	リース負債	3,331
営業債権及びその他の債権	74,368	営業債務及びその他の債務	25,753
その他の金融資産	13,762	その他の金融負債	8,377
棚卸資産	40,892	未払法人所得税等	5,601
その他の流動資産	5,109	引当金	4,223
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>273,244</b>	契約負債	25,498
有形固定資産	50,701	その他の流動負債	20,270
使用権資産	21,404	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>138,799</b>
のれん及び無形資産	124,902	リース負債	18,704
持分法で会計処理されている投資	58,621	その他の金融負債	93,565
その他の金融資産	15,054	退職給付に係る負債	394
退職給付に係る資産	629	引当金	61
繰延税金資産	962	繰延税金負債	25,427
その他の非流動資産	966	その他の非流動負債	646
<b>資 産 合 計</b>	<b>476,425</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>231,856</b>
		<b>資 本</b>	<b>本</b>
		親会社の所有者に帰属する持分	<b>243,157</b>
		資本金	9,544
		資本剰余金	21,372
		利益剰余金	202,150
		自己株式	△10,626
		その他の資本の構成要素	20,716
		<b>非 支 配 持 分</b>	<b>1,411</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>244,569</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>476,425</b>

## 連結損益計算書

( 2025年4月 1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	268,701
売 上 原 価	167,084
売 上 総 利 益	101,616
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	72,101
そ の 他 の 収 益	1,634
そ の 他 の 費 用	230
営 業 利 益	30,917
金 融 収 益	2,137
金 融 費 用	1,689
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	6,489
税 引 前 当 期 利 益	37,854
法 人 所 得 税 費 用	10,286
当 期 利 益	27,567
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	27,621
非 支 配 持 分	△53
当 期 利 益	27,567

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b> <b>82,245</b> 現金及び預金 25,533 受取手形 730 電子記録債権 10,625 売掛金 26,725 リース投資資産 2,356 商品及び製品 4,399 仕掛品 616 原材料及び貯蔵品 7,157 関係会社短期貸付金 3,072 その他 1,031 貸倒引当金 △4 <b>固 定 資 産</b> <b>255,757</b> <b>有 形 固 定 資 産</b> <b>32,067</b> 建物 16,961 構築物 626 機械及び装置 635 工具、器具及び備品 2,920 土地 10,627 建設仮勘定 243 その他 53 <b>無 形 固 定 資 産</b> <b>2,854</b> ソフトウェア 2,732 その他 121 <b>投資その他の資産</b> <b>220,835</b> 投資有価証券 12,573 関係会社株式 192,501 関係会社出資金 4,161 関係会社長期貸付金 5,258 前払年金費用 5,893 その他 796 貸倒引当金 △348 <b>資 産 合 計</b> <b>338,002</b>	<b>流 動 負 債</b> <b>48,043</b> 買掛金 4,627 電子記録債務 1,268 関係会社短期借入金 80 1年内返済予定の長期借入金 8,282 1年内返済予定の 関係会社長期借入金 100 未払金 4,993 未払費用 2,665 未払法人税等 4,119 契約負債 14,022 預り金 437 製品保証引当金 530 賞与引当金 5,194 受注損失引当金 79 その他 1,641 <b>固 定 負 債</b> <b>94,085</b> 長期借入金 93,565 繰延税金負債 450 資産除去債務 20 その他 50 <b>負 債 合 計</b> <b>142,129</b> <b>純 資 産 の 部</b> <b>株 主 資 本</b> <b>190,633</b> 資本金 9,544 資本剰余金 21,031 資本準備金 10,031 その他資本剰余金 10,999 <b>利 益 剰 余 金</b> <b>170,642</b> 利益準備金 818 その他利益剰余金 169,823 別途積立金 148,480 繰越利益剰余金 21,343 <b>自 己 株 式</b> <b>△10,583</b> <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> <b>5,163</b> その他有価証券評価差額金 5,163 <b>新 株 予 約 権</b> <b>76</b> <b>純 資 産 合 計</b> <b>195,873</b> <b>負 債 純 資 産 合 計</b> <b>338,002</b>

# 損益計算書

( 2025年4月 1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	138,975
売上原価	79,924
売上総利益	59,051
販売費及び一般管理費	40,591
営業利益	18,459
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	4,755
受取賃貸料	1,356
為替差益	549
その他	1,690
営業外費用	
支払利息	864
経常利益	25,947
特別利益	
固定資産売却益	74
投資有価証券売却益	1,248
特別損失	
固定資産除却損	34
投資有価証券評価損	97
税引前当期純利益	27,138
法人税、住民税及び事業税	6,445
法人税等調整額	△113
当期純利益	20,806

# 連結計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

三浦工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嵯峨貴弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲昌彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩田英里子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三浦工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三浦工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

三浦工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嵯峨貴弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲 昌彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩田英里子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三浦工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

三浦工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山内 修 ㊟

監査等委員 安藤吉昭 ㊟

監査等委員 小池達子 ㊟

監査等委員 正力裕子 ㊟

(注) 監査等委員安藤吉昭、小池達子及び正力裕子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 会場のご案内図

会場：松山市道後町二丁目5番1号 愛媛県県民文化会館 本館3F 第6会議室  
TEL：(089) 923-5111



## 交通 JR松山駅から

- ・伊予鉄市内電車（道後温泉駅行）で約21分 南町電停（県民文化会館前）で下車
- ・伊予鉄バス52松山空港線（道後温泉駅前・湯の山ニュータウン行）で約27分  
南町県民文化会館前バス停で下車

## 伊予鉄松山市駅から

- ・伊予鉄市内電車（道後温泉駅行）で約17分 南町電停（県民文化会館前）で下車
- ・伊予鉄バス52松山空港線（道後温泉駅前・湯の山ニュータウン行）で約15分
- ・伊予鉄バス70伊台線（山田経由伊台行）で約11分  
南町県民文化会館前バス停で下車

## 松山空港から

- ・伊予鉄バス（道後温泉駅前・湯の山ニュータウン行）で約45分  
南町県民文化会館前バス停で下車
- ・リムジンバスで約36分 県民文化会館で下車